

独立行政法人国立女性教育会館職員の再雇用に関する規程

制 定 平成19年 9月 1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立女性教育会館職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第34条の規定に基づき、定年により退職した職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる職員は、再雇用する前年度に職員就業規則第30条第1項の規定により定年退職した者とする。

(再雇用の方法)

第3条 第2条に規定する再雇用の対象となる職員が、第3項の規定により再雇用を希望する場合は、原則として再雇用するものとする。ただし、職員就業規則第35条に定める解雇事由に該当する場合はその限りではない。この場合において、職員就業規則第35条第1項第3号中「第23条に定める休職期間が満了したにもかかわらず」とあるのは「定年退職する日に達したにもかかわらず」と読み替えて適用する。

- 2 前項の規定は、第5条以下に定める任期満了後に再雇用を更新する場合において準用する。この場合において、職員就業規則第35条第1項第3号中「第23条に定める休職期間」とあるのは「再雇用期間」と読み替えるものとする。
- 3 再雇用を希望する職員は、定年の6か月前までに、別紙様式の申出書を理事長まで提出するものとする。
- 4 理事長は、再雇用しようとする者（以下、この項において「再雇用予定者」という。）に対し、あらかじめ、再雇用に係る勤務条件を明示し、再雇用予定者の意思の確認を行うものとする。

(再雇用職員)

第4条 第3条により再雇用された職員を「再雇用職員」という。

(再雇用の期間)

第5条 再雇用の期間は、1年を超えない範囲内の期間（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）とする。

- 2 前項に定められた再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。

(試用期間)

第6条 再雇用職員には、試用期間を設けない。

(再雇用の更新)

第7条 第5条第1項により定められた期間は、1年を超えない範囲内の期間を定めて更新することができる。この場合においては、第5条の規定を準用する。

(再雇用の上限年齢)

第8条 第5条第1項及び前条による期間の定めの上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(勤務時間)

第9条 再雇用職員の勤務時間は、次の各号に定めるものとする。

- 一 常時勤務 1日につき7時間45分、1週につき38時間45分
- 二 短時間勤務 1日につき7時間45分以内、1週につき30時間以内

(年次有給休暇)

第10条 常時勤務の再雇用職員及び1週間の勤務日が5日とされている短時間勤務の再雇用職員の年次有給休暇は、独立行政法人国立女性教育会館職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第16条の規定を準用する。

- 2 1週間の勤務日が4日以下とされている再雇用職員の年次有給休暇は、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その者の勤務形態に応じて次の算式により求められる日数とする。
 - 一 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である場合（同一勤務型）
$$20 \text{ 日} \times \{1 \text{ 週間の勤務日の日数} \div 5 \text{ 日}\}$$
 - 二 同一勤務型でない場合
$$155 \text{ 時間} \times \{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \div 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}\} \div 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分}$$

(1日未満の端数は、切り捨て)
- 3 前2項の既定にかかわらず、定年退職に引き続き再雇用職員となった者の当該年の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間数とする。
- 4 再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、前年に付与された年次有給休暇のうち、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第11条 常時勤務職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、この規程に別段の定めがある場合を除き、職員勤務時間等規程を準用する。

- 2 短時間勤務職員については、労働契約で各人ごとに定める。

(給与)

第12条 再雇用職員の給与に関する事項については、この規程に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立女性教育会館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

- 2 再雇用職員の給与（適用本給表・級）は、一般職の職種に従事する場合の職務の級は一般職2級、研究職の職種に従事する場合の職務の級は研究職1級とする。
- 3 短時間勤務職員においては、前項の本給月額を基に次の式により算出される額とする。
$$\text{本給月額} \times \{\text{一週間当たりの勤務時間} \div 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}\}$$

(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(昇給・昇格)

第13条 再雇用職員は、昇給及び昇格はしない。

(諸手当)

第14条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。

- 一 通勤手当
- 二 超過勤務手当
- 三 期末手当
- 四 勤勉手当
- 五 在宅勤務手当

2 前項の手当の支給は、職員給与規程の定めるところによる。ただし、期末手当の期別支給割合及び勤勉手当の成績率は次の各号のとおりとする。

一 期末手当の期別支給割合

- イ 6月期 100分の68.75
ロ 12月期 100分の68.75

二 勤勉手当の成績率

- イ 6月期 100分の48.75
ロ 12月期 100分の48.75

3 短時間勤務職員に対する通勤手当、超過勤務手当の支給については、次の各号のとおりとする。

一 通勤のための交通用具等を使用する短時間勤務職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が10回に満たない短時間勤務職員に対する通勤手当の月額は、職員給与規程に基づいて支給する額に100分の50を乗じて得た額とする。

二 短時間勤務職員に対する超過勤務手当の支給割合は、正規の勤務時間が割り振られた日（職員給与規程第16条第1項第2号が適用される日を除く。）における正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、それが個別契約の時間を超えていた場合であっても、100分の100（午後10時から翌日午前5時までの間である場合は100分の125）とし、それ以外の勤務にあっては、職員給与規程第16条の規定を準用する。

（退職手当の不支給）

第15条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

（懲戒）

第16条 再雇用職員について、定年退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が職員就業規則第42条に定める懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処すことができる。

（規則の準用）

第17条 再雇用職員には、この規程に定めるもののほか、職員就業規則（第2条、第3条第1項、第14条、第15条、第17条、第18条、第28条第1項第2号及び第30条を除く。）及び職員給与規程（第3条第1項第2号、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条、第19条、第20条及び第21条を除く。）を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年9月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第8条に定める年齢制限は、その再雇用職員の生年月日別に定める次表の上限年齢とする。

生年月日	上限年齢
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳
昭和24年4月2日～	満65歳

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項の規定に基づきなお効力を有するとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定で定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、第8条に規定する上限年齢まで再雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで再雇用する。

一 定年退職前3年間において、次の懲戒処分を受けていないこと。

ア 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る「戒告」以上のもの

イ 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、「停職」以上のもの

二 定年退職前3年間において、正当な理由なく勤務を欠いていないこと。

三 勤務に支障のない健康状態にあること。

四 定年退職前3年間において、心身の故障のための休職期間（業務上及び通勤途上の傷病によるものを除く。）が通算1年以下であること。

五 定年退職後直ちに業務に従事できること。

3 前項の場合において、次の表に左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日～平成28年3月31日	61歳
平成28年4月1日～平成31年3月31日	62歳
平成31年4月1日～平成34年3月31日	63歳
平成34年4月1日～平成37年3月31日	64歳

附 則

1 この規程は、平成27年11月1日から施行する。

2 この規程の施行の前日において改正前の規程による再雇用有期職員であった者は、この規程による再雇用職員とみなす。この場合においては、再雇用有期職員であった期間については、施行日以降、再雇用職員であった期間とみなしてこの規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行とし、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、第14条第2項第2号の適用については、同号中に「100分の37.5」とあるのは6月期については「100分の35」とし、12月期については「100分の40」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年11月24日から適用する。
- 2 平成28年12月期の、第14条第2項第2号の適用については、「100分の42.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの、第14条第2項第2号の適用については、同号中に「100分の42.5」とあるのは6月期については「100分の40」とし、12月期については、「100分の45」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの、第14条第2項第1号の適用については、同号中に「100分の72.5」とあるのは6月期については「100分の65」とし、12月期については、「100分の80」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの、第14条第2項第2号の適用については、同号中に「100分の45」とあるのは6月期については「100分の42.5」とし、12月期については、「100分の47.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月12日から施行する。
- 2 第14条第2項第1号イの適用については、同号中に「100分の67.5」とあるのは令和4年6月期については「100分の57.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 2 第14条第2項第2号ロの適用については、同号中に「100分の47.5」とあるのは令和4年12月期については「100分の50」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第14条第2項第1号の適用については、同号中に「100分の68.75」とあるのは令和5年6月期については「100分の67.5」とし、令和5年12月期については「100分の70」とする。
- 3 第14条第2項第2号の適用については、同号中に「100分の48.75」とあるのは令和5年6月期については「100分の47.5」とし、令和5年12月期については「100分の50」とする。

附 則

この規程は令和6年4月1日から適用する。

(別紙様式)

再雇用希望申出書

平成 年 月 日

独立行政法人国立女性教育会館理事長 殿

所 属 ○○課（室）
氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

独立行政法人国立女性教育会館職員の再雇用に関する規程第3条第3項の規定に基づき、再雇用の希望を申し出ます。